





事業の趣旨

デジタル・ネットワーク化の急速な進展に伴い、著作権に関する知識が多くの国民にとって必要不可欠なものとなり、学校等における著作権教育の充実や国民に対する普及啓発活動の必要性は高まっている。特に、近年、海賊版サイトによる著作権侵害事案が多発していることを踏まえ、国民に対する啓発活動により一層取り組む必要がある。

このような現状を踏まえ、関係各所と連携しながら、様々な手段を通じて国民の著作権に関する知識の普及と意識の向上を図る。

主な事業内容

対象者別講習会	著作権教育教材	普及啓発活動
<p>「著作権セミナー」 年2回開催（オンライン）</p>	<p>「著作権テキスト」 一般向けの著作権制度の体系的な学習</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知財創造教育用教材として、学生とクリエイターが対話し著作権についての理解を促す動画の作成・配信
<p>「教職員著作権講習会」 年1回開催（オンライン）</p>	<p>「著作権教育5分間の使い方」 学校向けの場面に応じた著作権指導事例集</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁公式Twitter「ぶんかる」や文化庁HPを利用した広報
<p>「図書館等職員著作権実務講習会」 年2回開催（対面予定だが、オンライン開催も検討）</p>	<p>「著作権なるほど質問箱（改訂中）」 Q & A形式で学ぶ著作権</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育関係者向けメルマガ「初中メルマガ」による広報 ・法務省や教職員支援機構等の関係機関と連携 
<p>「都道府県著作権事務担当者講習会」 年1回開催（オンライン）</p>	<p>「はじめて学ぶ著作権」 小学校～高校向けの動画とワークシート</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業・団体の行う海賊版対策キャンペーンとの連携 ・内閣府知財事務局の知財創造教育コンソーシアムとの連携

侵害コンテンツのダウンロード違法化関係（令和2年著作権法改正）（令和3年1月1日施行）

海賊版対策としての実効性確保と国民の不安・懸念払拭のため、今後も以下の取組等を継続

- ・侵害コンテンツのダウンロード違法化の内容を分かりやすく示したリーフレットやQ & A、解説資料の配信
- ・リーフレットなどを活用した学校現場への周知・教育の充実、著作権セミナー等の各種講習会における周知
- ・国民への訴求力の高い手段を用いた普及啓発（関係省庁・関係団体と連携）
- ・著作権広報大使である「ハローキティ」を利用した啓発動画の配信